

令和6年2月15日提案

令和6年第1回琴浦町議会臨時会

議案説明付属資料

議案第1号	令和5年度琴浦町一般会計補正予算(第12号)……………	1
議案第2号	和解及び損害賠償額の決定について……………	4
議案第3号	和解及び損害賠償額の決定について……………	5

令和6年2月臨時議会 議案概要			担当課	総務課	種別	予算
議案番号	議案第1号	議案名	令和5年度琴浦町一般会計補正予算(第12号)			
目的	元職員の不適切な事務に起因する賠償金等の経費、行政訴訟対応経費及び不足する小中学校の光熱費などを追加するもの。					
内容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額	補正後予算額		
	13,578,550		9,052	13,587,602		
	2 主な追加内容					
	歳入予算の補正内容については、次のとおりである。					
	(1) 繰入金					
	ア 財政調整基金繰入金 [8,000千円]					
	(2) 諸収入					
	ア 雑入(自然公園美化推進補助金返還金) [838千円]					
	元職員からの返還に伴う琴浦町自然公園美化推進補助金の返還金					
	イ 加算金 [214千円]					
	元職員からの返還に伴う琴浦町自然公園美化推進補助金の返還に伴う加算金					
	歳出予算の主な補正内容については、次のとおりである。					
	【元職員の不適切な事務に起因する賠償金等】					
	(1) 船上山倒木処理等の経費に係る賠償金 [263千円]					
	ア 事業説明					
	一般会計から負担すべき倒木処理等の支出を大山国立公園協会琴浦町支部が管理する通帳から執行し、損害を生じさせたため、賠償を行う。					
	イ 経費					
	賠償金 [263千円]					
	ウ 財源					
	一般財源 [263千円]					
	(2) 船上山農産物加工施設の水道使用料に係る賠償金 [164千円]					
	ア 事業説明					
	琴浦町船上山人材活用加工施設(さくらの里)における水道管破損に伴い発生した漏水について、対策処置を適切に講じなかったこと及び事務手続上の瑕疵に起因する地元団体への水道使用料にかかる賠償を行う。					

イ 経費

賠償金 [164 千円]

ウ 財源

一般財源 [164 千円]

(3) 令和4年度中国自然歩道施設管理委託料返納金 [273 千円]

ア 事業説明

県から委託を受けて実施する令和4年度中国自然歩道施設管理について、元職員が作業賃金を適切に支払わなかったことに起因し、県へ返納する。

イ 経費

返納金 [273 千円]

ウ 財源

一般財源 [273 千円]

(4) 令和5年度琴浦町自然公園美化推進補助金 [△300 千円]

ア 事業説明

琴浦町自然公園美化推進補助金の補助金交付要綱廃止に伴い減額する。

(令和6年2月15日付けで廃止予定)

イ 経費

補助金 [△300 千円]

ウ 財源

一般財源 [△300 千円]

【その他】

(1) 行政訴訟対応経費 [490 千円]

ア 事業説明

公金支出金返還請求にかかる行政訴訟に対応するため、弁護士に委託する経費を追加する。

イ 経費

弁護士委託料[490 千円]

ウ 財源

一般財源 [490 千円]

(2) 小中学校電気代 [8,130 千円]

ア 事業説明

小中学校の電気代について光熱費の高騰により不足が生じること

から光熱水費を増額する。

イ 経費

光熱水費 [8,130 千円]

ウ 財源

一般財源 [8,130 千円]

3 債務負担行為

追加

事 項	期 間	限度額
行政訴訟に係る弁護士委託業務	契約締結の日から 事件処理終了年度まで	訴訟委託契約に 伴う補償金その他 実費等の額

4 基金残高

[単位：千円]

基金名	補正額	補正後残高(見込)
財政調整基金	△8,000	957,180

補足事項

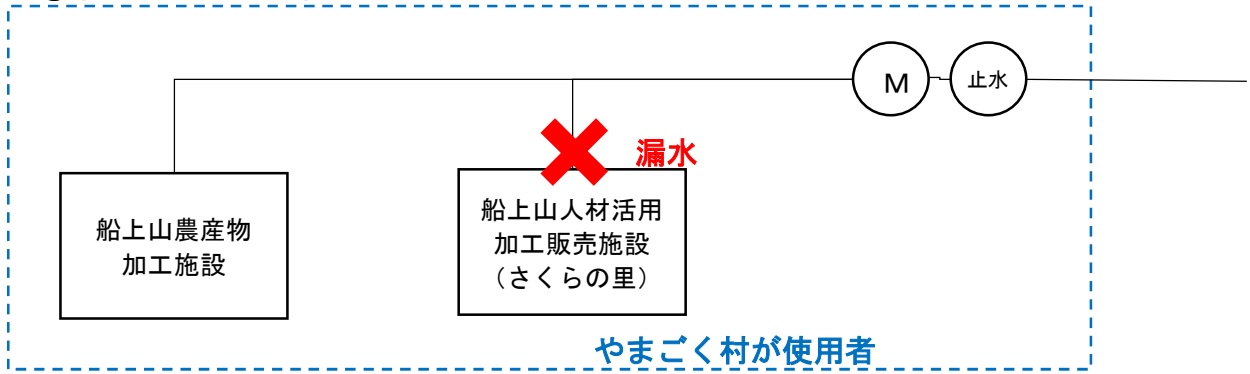
令和6年2月臨時議会 議案概要		担当課	商工観光課	種別	その他
議案番号	議案第2号	議案名	和解及び損害賠償額の決定について		
目的	損害賠償の額を定め、相手方と和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を得ようとするもの。				
内容	<p>1 和解及び損害賠償の相手方 (甲) 大山国立公園協会 琴浦町支部 支部長 福本 まり子</p> <p>2 和解の要旨 町は、甲に損害賠償金262,295円を支払うものとする。</p> <p>3 本件の概要 (1) 発生年月日 令和3年2月3日から令和3年3月25日まで (2) 状況 元職員が一般会計から負担すべき倒木処理等の支出を甲管理の大山国立公園協会琴浦町支部通帳会計から執行し、損害を生じさせたものである。</p>				
補足事項					

令和6年2月臨時議会 議案概要		担当課	商工観光課	種別	その他
議案番号	議案第3号	議案名	和解及び損害賠償額の決定について		
目的	損害賠償の額を定め、相手方と和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を得ようとするもの。				
内容	<p>1 和解及び損害賠償の相手方 (甲) 21世紀やまごく村 代表 小椋 吉光</p> <p>2 和解の要旨 町は、甲に損害賠償金163,305円を支払うものとする。</p> <p>3 本件の概要 (1) 発生期間 令和3年3月から令和5年1月まで ア 項目 船上山農産物加工施設に係る水道料金 イ 損害賠償金 102,567円 ウ 状況 現在使用していない町管理の琴浦町船上山人材活用加工販売施設と共有の水道メーターにより料金算定を行っていた甲管理の船上山農産物加工施設について、町が適切な漏水対応を行わなかった結果、高額となった水道料金7か月分を甲が負担することとなり、甲に損害を生じさせたもの。</p> <p>(2) 発生期間 令和5年2月から令和5年3月まで ア 項目 船上山農産物加工施設に係る水道料金 イ 損害賠償金 60,738円 ウ 状況 甲管理の船上山農産物加工施設専用の水道メーター設置工事を町が実施した際、元職員が誤って町名義で水道使用届を提出したため、甲が支払うべき水道料金を町が負担し、漏水に伴い高額となった町が支払うべき水道料金2か月分を甲に負担させ、甲に損害を生じさせたもの。</p>				
補足事項					

船上山農産物加工施設（さくらの里）の水道使用料に係る賠償金

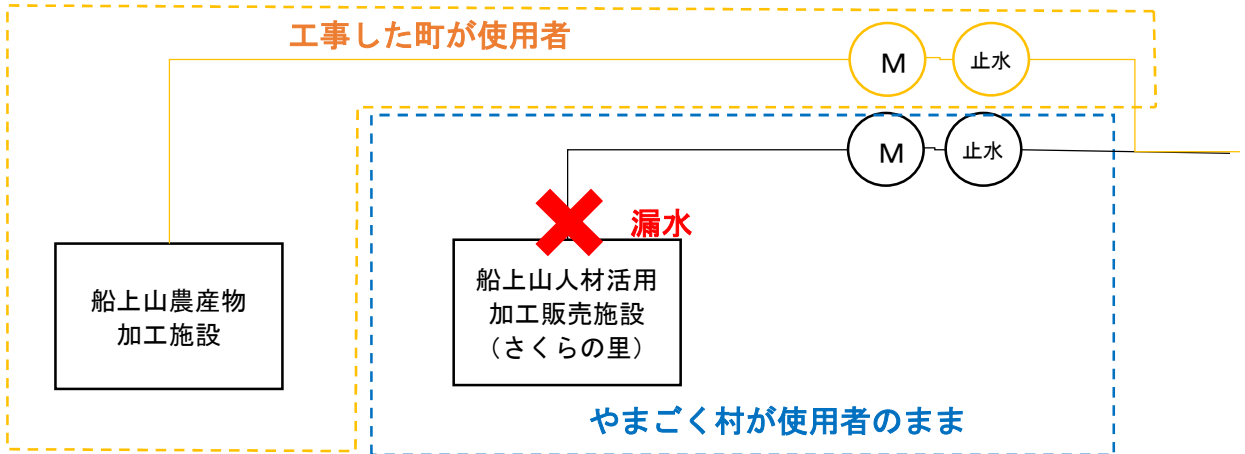
・ M : 水道メーター ・ 止水 : 止水栓

①令和3年3月から令和4年12月まで



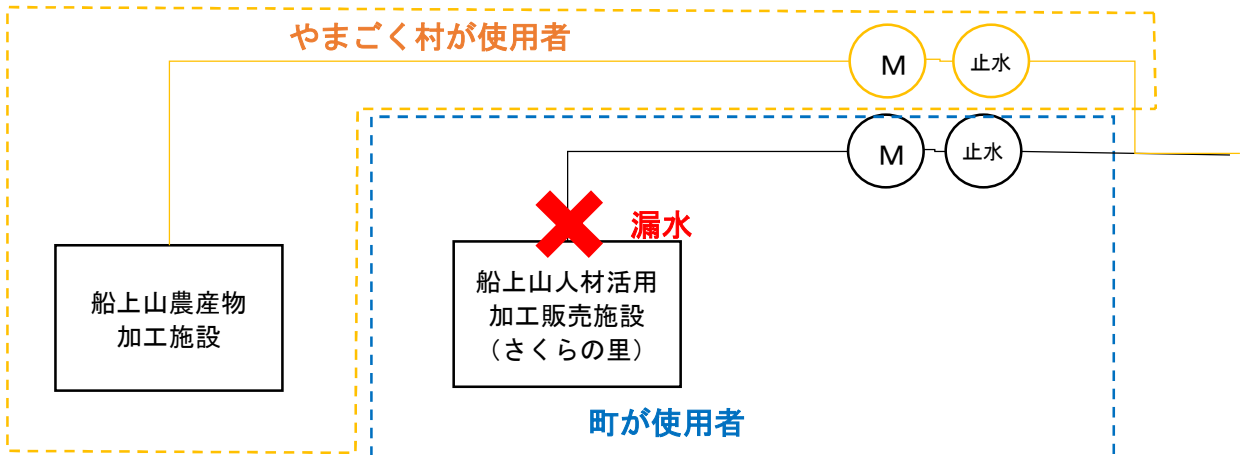
さくらの里の漏水がやまごく村の使用料金に跳ね返っていた。
止水栓の開け閉めで対応。

②水道メーター設置工事（令和4年12月1日から12月28日）※町事業



加工施設のメーターを新設。町が工事した関係で、加工施設の使用者が町になっている。

③名義変更（令和5年3月20日）



名義変更
さくらの里 : やまごく村 → 町
加工施設 : 町 → やまごく村